

第4章 各機関の想定される危機のフェーズごとの行動手順

1 自然災害・危機におけるフェーズごとの行動手順

(1) 地震・津波災害対応基本マニュアル

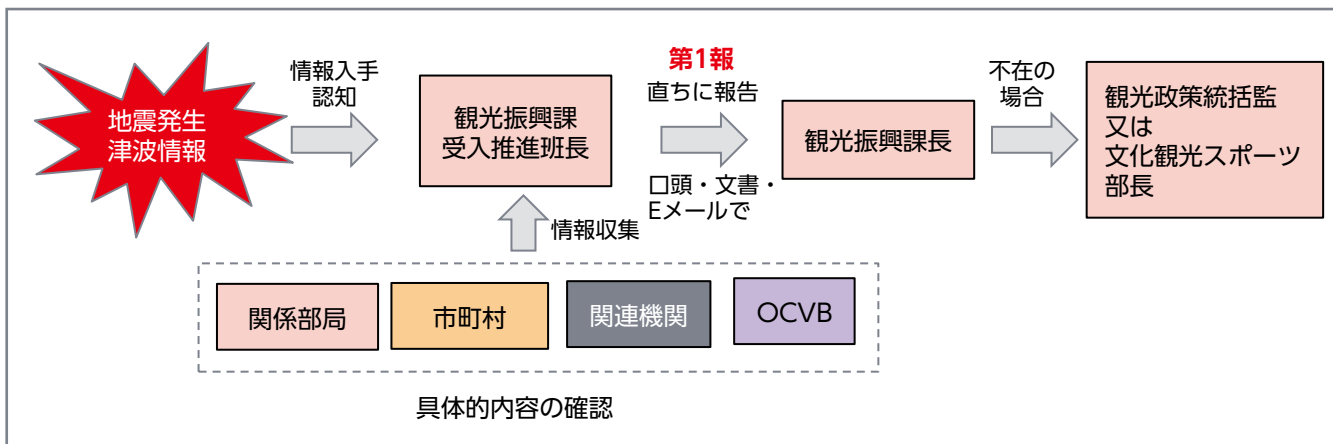
【観光危機管理対応フロー】※全関係機関共通



①フェーズ1 初動・準備対応

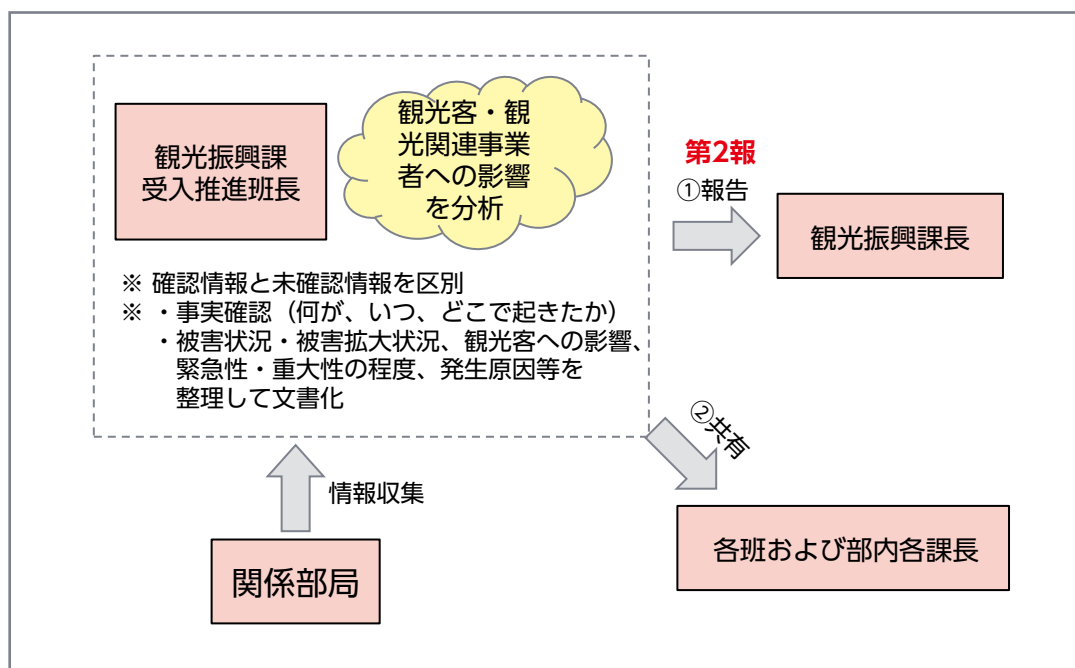
①-1 覚知(危機情報入手・認知)

- 観光振興課 受入推進班長は、緊急地震速報やエリアメールなど観光等に影響を及ぼす可能性のある地震発生や津波情報を入力した(認知した)際、直ちに観光振興課長に報告する。
(資料編P8 様式1参照)
- なお、観光振興課長が不在の場合は、観光政策統括監又は文化観光スポーツ部長(以下「部長」という。)へ報告する。
- 報告を受けた観光振興課長は、部長、観光政策統括監、部内各課に報告する。



①-2 情報収集・共有

- 観光振興課 受入推進班長は、災害の概況を確認するため、関係部局等から関係する情報を収集する。
- 観光振興課 受入推進班長は、収集した情報に基づき、観光客・観光関連事業者への影響等を推測し、観光振興課長に報告する。
(資料編P9 様式2参照)
- 観光振興課 受入推進班長は、収集した情報の分析結果を部内各課へ提供し共有を図る。



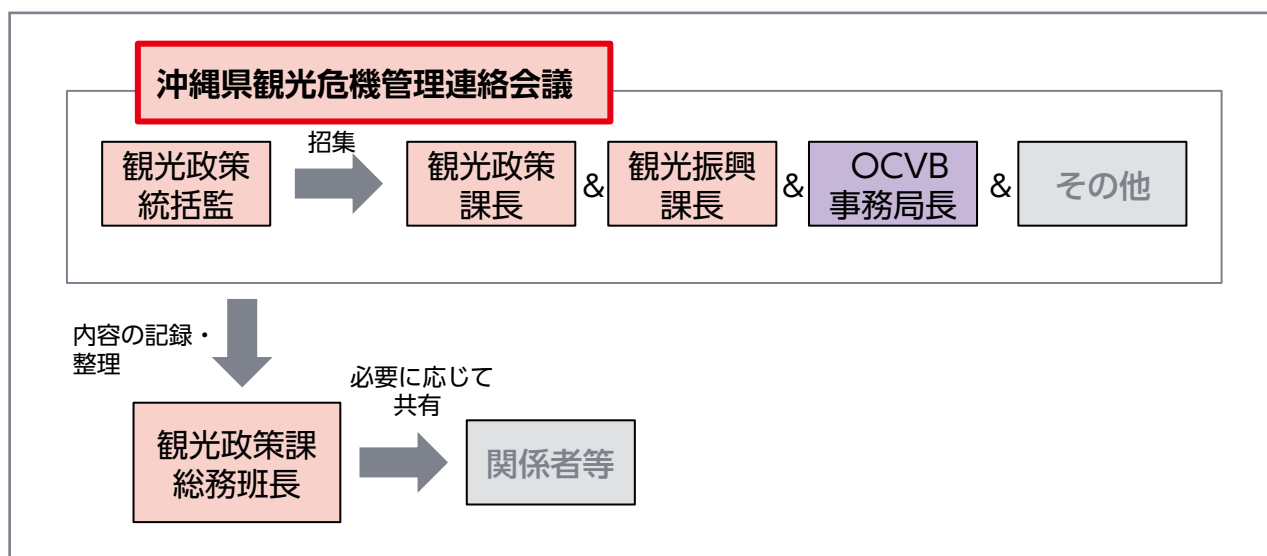
例示:収集する情報	例示:情報収集先
地震・津波の規模	報道、防災危機管理課(沖縄県災害対策本部)等
被災地域との通信状況	自ら確認、防災危機管理課(沖縄県災害対策本部)等
インフラ・ライフラインの状況	報道、沖縄県災害対策本部等

①-3 体制設置

STEP1 平常時～フェーズ1(初動)の体制

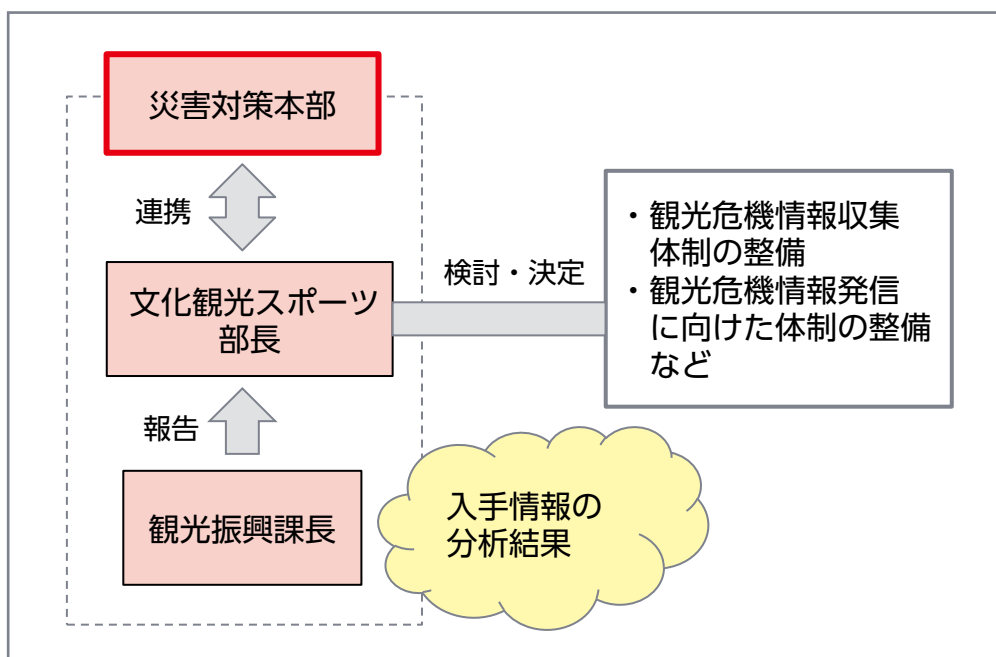
★県の全域又は一部の地域で震度4以上が観測された場合、又は、沖縄県が属する津波予報区域内のいずれかに津波注意報が発せられた場合

- ・ 原則、通常業務の範囲内において、観光政策課 総務班長及び観光振興課 受入推進班長は配置につく。業務時間外の場合は、電話やメール等で情報収集に努め、必要に応じて登庁する。
- ・ 観光政策課長又は観光振興課長は、観光危機の状況及び推移等によっては、県による組織的な危機対応が必要とされる場合、また、観光客及び観光産業への影響に関する情報収集、分析及び共有する取組を強化する必要があると判断される場合、観光政策統括監に連絡会議の開催を求めることができる。



①-4 初動対策の決定

- ・ 観光振興課長は、情報の分析結果を部長に報告する。
 - ・ 部長は、今後の対応事項を検討・決定するとともに、観光危機管理警戒本部又は観光危機管理対策本部の設置を検討・決定する。
- ※ 沖縄県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の設置。以下の行動手順は、この時点で災害対策本部が設置されたものと仮定している。なお、災害対策本部が設置されない状況で、観光危機管理対策を実施する必要がある場合は、観光危機管理対策本部等がその役割を担う。



STEP2 観光危機管理警戒本部(以下「警戒本部」という。)

★全庁的な組織体制が設置されない場合で、かつ、以下の状況の場合に設置する。

- ・ 県の全域又は一部の地域で震度5弱が観測された場合。
- ・ 沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報又は津波警報が発せられた場合。
- ・ 観光客又は観光関連事業者に相当程度の被害が発生、又は、発生するおそれがあり、県の組織的対応が必要、又は必要となることが想定される場合。

STEP3 観光危機管理対策本部(以下「対策本部」という。)

★全庁的な組織体制が設置されない場合で、かつ、以下の状況の場合に設置する。

- ・ 県の全域又は一部の地域で震度5強以上が観測された場合。
- ・ 沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報が発せられた場合。
- ・ 観光客又は観光関連事業者に甚大な被害が発生、又は、発生するおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合。

【災害対策本部の設置】

災害対策本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

- ア 県の全域又は一部の地域に、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。
- イ 地震又は津波により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。
- ウ 県の全域又は一部の地域に、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。
- エ 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5強以上が観測された旨発表した場合及び沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「大津波」の津波警報を発表したとき。

★本部設置場所

原則として、本庁舎危機管理センターに災害対策本部を、6階第2特別会議室(庁議室)に本部員会議室を設置する。

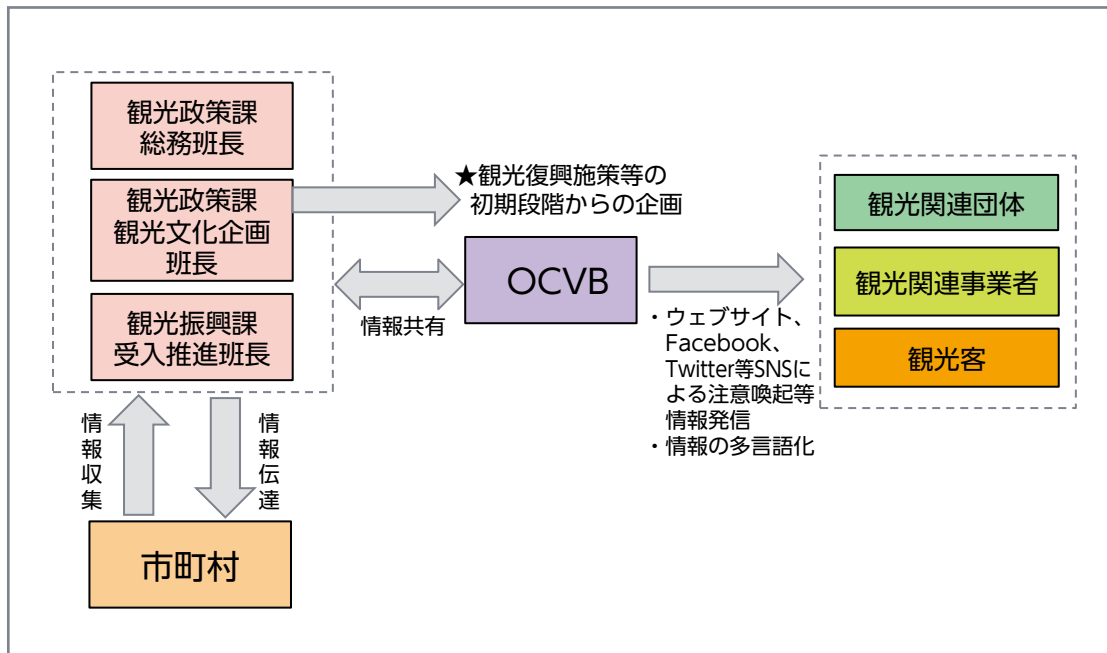
なお、本庁舎が大規模地震等により使用できない場合は、以下の順位により他の県事務所の使用可能性を調査し、使用可能な場所に設置する。

- ア 南部合同庁舎
- イ 中部合同庁舎又は消防学校
- ウ 北部合同庁舎

※観光危機管理の対応にあたる文化観光スポーツ部も、上記「本部設置場所」のとおり、県庁舎が大規模地震等により使用できない場合は対象県事務所へ移動する。

①-5 初動対策の実施

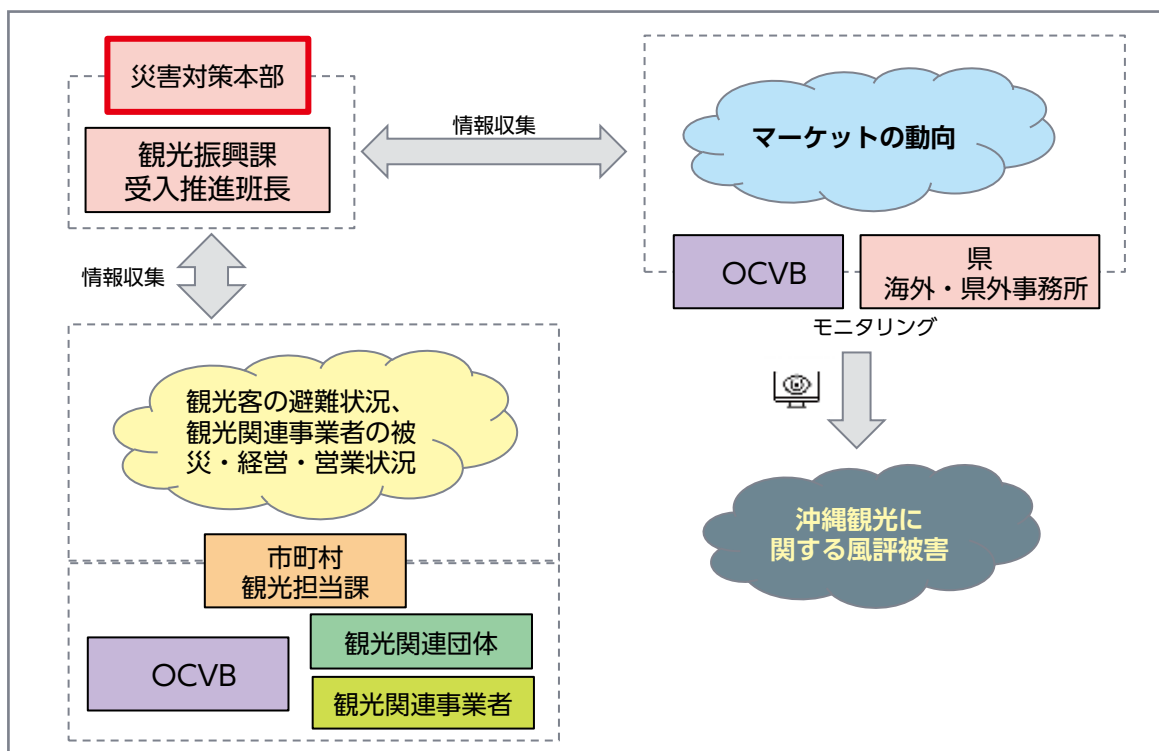
- 観光政策課 総務班長、観光文化企画班長と観光振興課 受入推進班長は、決定された初動対策を実施する。



②フェーズ2 応急対応

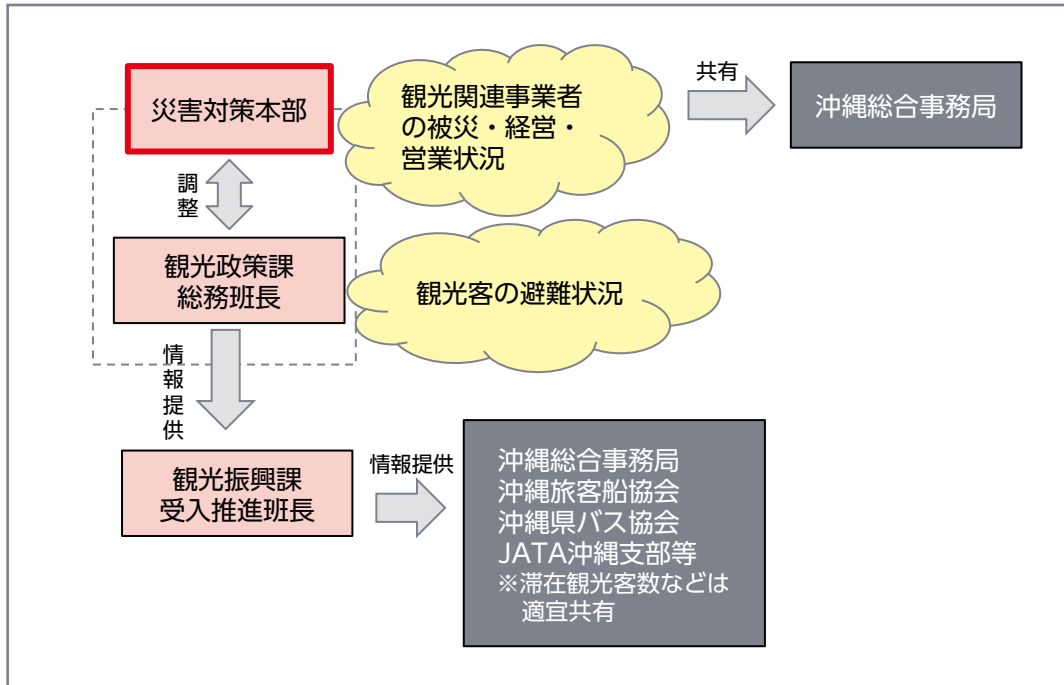
②-1 情報収集・共有①

- 観光振興課 受入推進班長は、観光客の避難状況、観光関連事業者の被災情報及び沖縄観光に関する風評情報等を収集する。(時間経過とともに収集内容を充実させる。)
- 観光振興課 受入推進班長は、収集した情報に基づき、応急対策を企画する。



②-1 情報収集・共有②

- ・ 観光政策課 総務班長は、滞留観光客対応及び観光産業の復興対応などを円滑に実施するため、災害対策本部と調整の上、関係機関に情報を提供し、連携を図る。
(資料編P10 様式3参照)



②-2 応急対策の決定

- ・ 観光振興課長は、企画した応急対策を部長に報告し、部長は応急対策を検討・決定する。
- ・ 部長は、決定した応急対策を各課長に指示する。

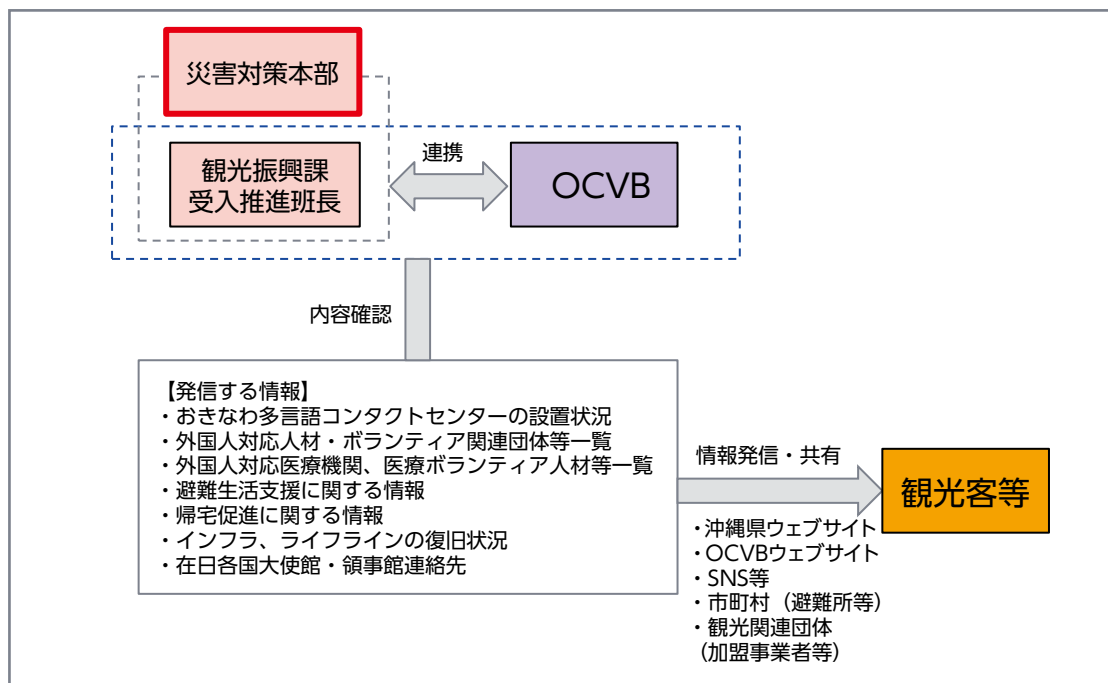
例示：検討事項

- ・ 観光危機関連情報の発信
- ・ 外国人を含む観光客の避難情報(安否含む)等の集約・照会に対する対応
- ・ 観光客対応に困難が生じている小規模離島町村への支援
- ・ 長期滞在する観光客対応
- ・ 観光関連事業者が実施する避難者対応への対策
- ・ 観光客の帰宅支援
- ・ 沖縄観光に関する風評被害
- ・ 事業継続対策
- ・ 復興関係者滞在先としてのホテル等の情報提供

②-3 応急対策の実施

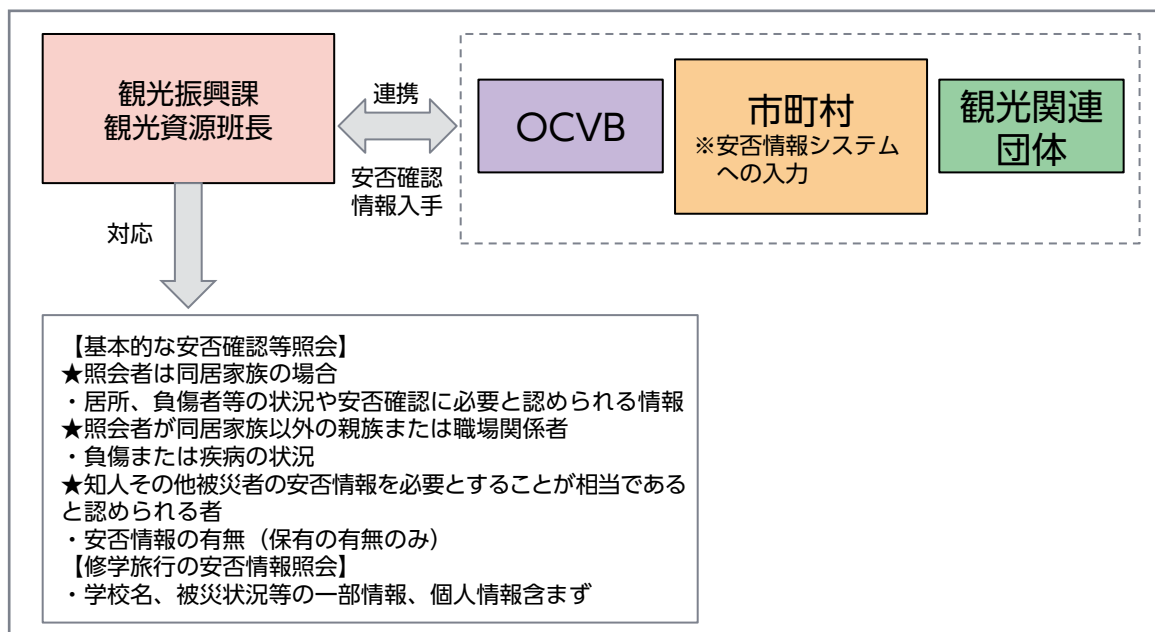
ア 観光危機関連情報の発信

- 観光振興課 受入推進班長は、OCVBと連携して、外国人観光客を含め避難している観光客等が必要な情報を発信する。



イ 観光客の安否確認

- 観光振興課 観光資源班長は、市町村観光担当課に迅速かつ正確な観光客に関する安否情報収集・安否情報システムへの入力に依頼する。
- 観光振興課 観光資源班長は、修学旅行校の避難状況を把握・整理し、必要に応じて学校関係者へ情報提供するとともに、県ウェブサイトを活用して発信に努める。
- 観光振興課 観光資源班長は、観光客の関係者から安否確認等照会を受けた際には、原則、安否情報システムを活用し対応する。基本的な照会対応は図式の通り。



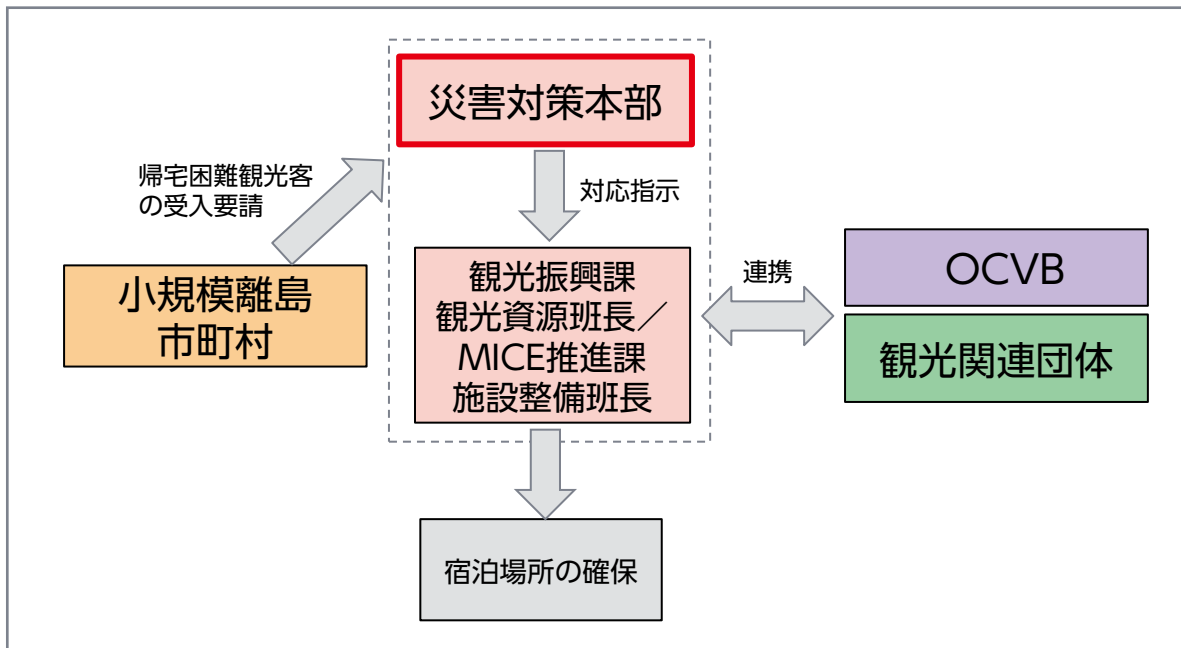
事例紹介

東日本大震災における宮城県の対応

- ★市町村別避難所リストをウェブサイトで公開
 - ★市町村から提供のあったリストをベースに避難所ごとの避難者名簿を公開
 - ★「宮城県避難者情報ダイヤル」の開設
(電話対応手順)
 - ・ 照会者から避難者の氏名、在住市町村等を聞き取りの上、避難者名簿のデータ検索を行い、該当した場合は、名簿に氏名及び避難所名が記載されている事を伝える。
 - ・ 該当しない場合は、別途各市町村に問い合わせるか、数日後に再度当ダイヤルに問い合わせるよう伝える。
- ※伝える情報を限定し、電話対応を迅速に行った。
※避難者の個人情報の取扱いには注意が必要。

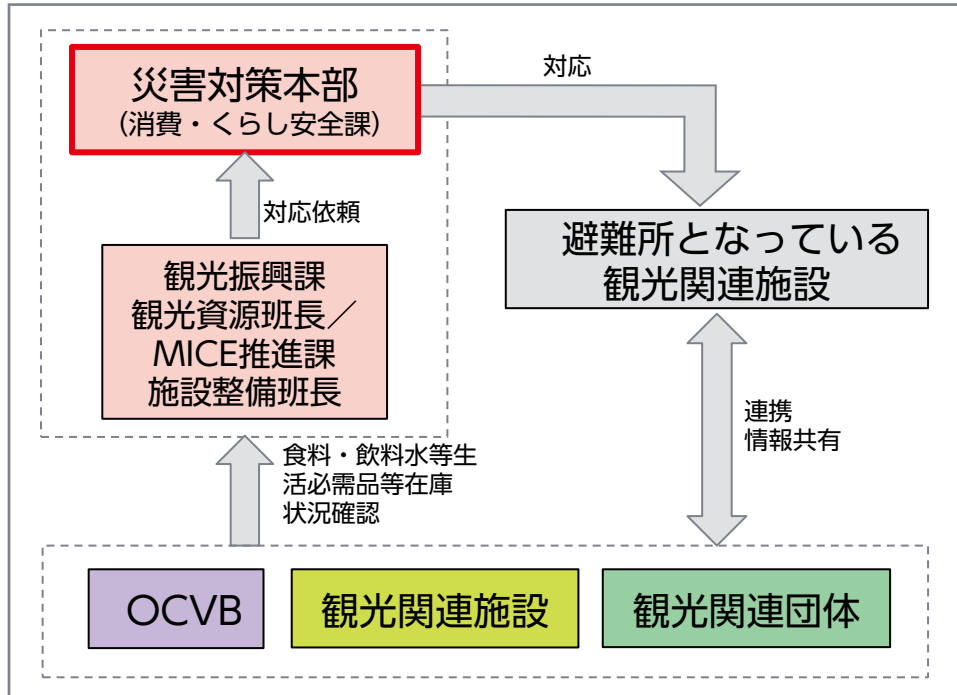
ウ 小規模離島町村からの観光客受入支援要請への対応

- ・ 観光振興課 観光資源班長とMICE推進課 施設整備班長は、観光客対応に困難が生じている小規模離島町村から、災害対策本部に被災した観光客の受入支援要請があった場合は、関係部局とともに必要な対応を行う。



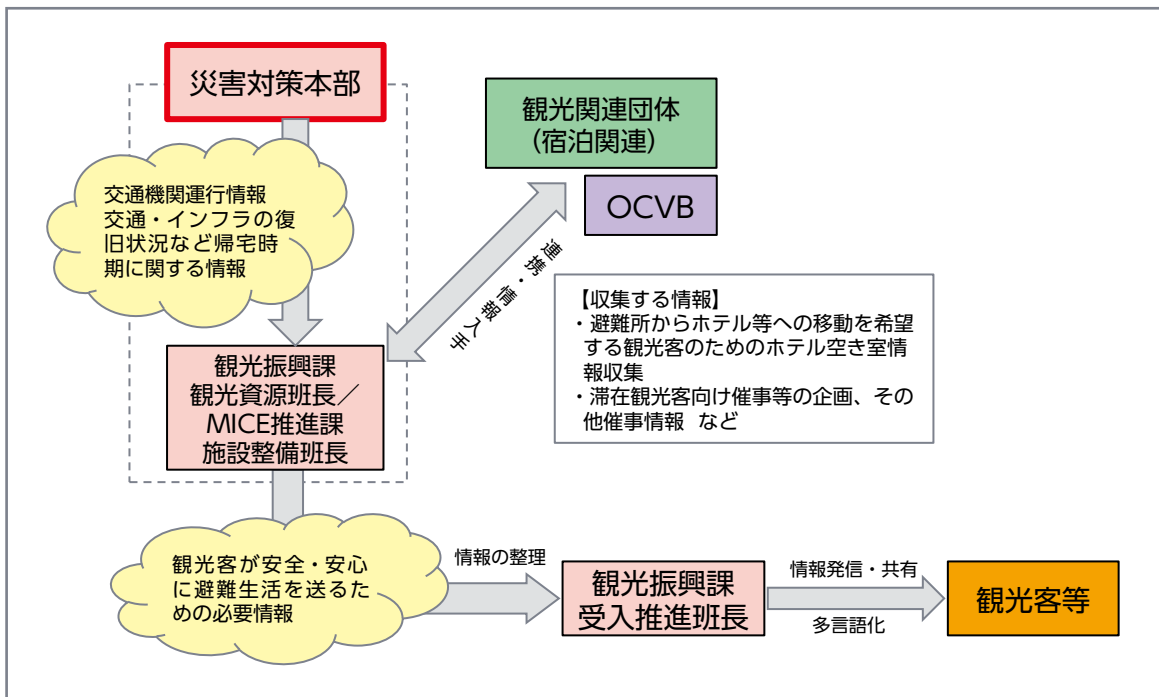
工 観光関連事業者が実施する避難者対応への対策

- ・ 避難所等になっている観光関連施設の管理者から、食料・飲料水、生活必需品等不足の情報入手した場合、観光振興課 観光資源班長とMICE推進課 施設整備班長は、不足の状況等を整理して、災害対策本部(消費・くらし安全課)に報告し、対応を依頼する。



オ 観光客避難生活対策

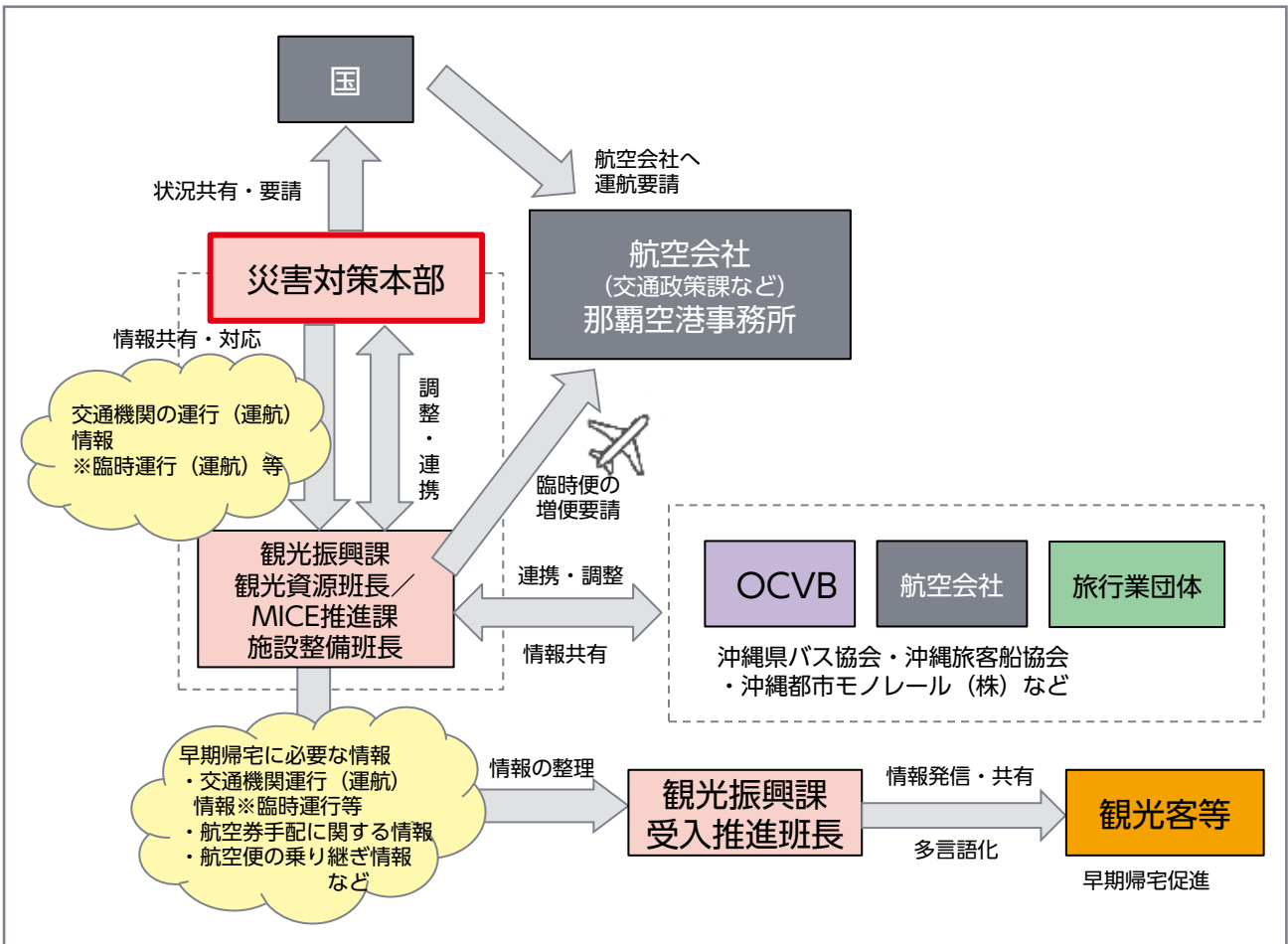
- ・ 観光振興課 観光資源班長とMICE推進課 施設整備班長は、市町村から災害対策本部に提供される長期滞在せざるを得ない避難所生活を送る観光客等の要望、課題に関する情報を収集し、整理する。
- ・ 観光振興課 観光資源班長とMICE推進課 施設整備班長は、観光客が安全・安心に避難生活を送るために必要な情報を収集し、整理する。
- ・ 観光振興課 観光資源班長とMICE推進課 施設整備班長は、災害対策本部と調整の上、関係部局・機関と連携して、観光客の避難生活に必要な対応を行う。
- ・ 観光振興課 受入推進班長は、観光振興課 観光資源班長とMICE推進課 施設整備班長が整理した情報を多言語化して発信する。



例示:収集する情報	例示:収集先又は連絡先
避難所からホテル等への移動を希望する者のためのホテルの空室情報	OCVB、宿泊事業関連団体
交通機関の運行状況	災害対策本部
交通・インフラの復旧状況など帰宅可能時期に関する情報	災害対策本部
滞在観光客向け催事等の企画、その他催事情報	OCVB等

カ 観光客帰宅対策

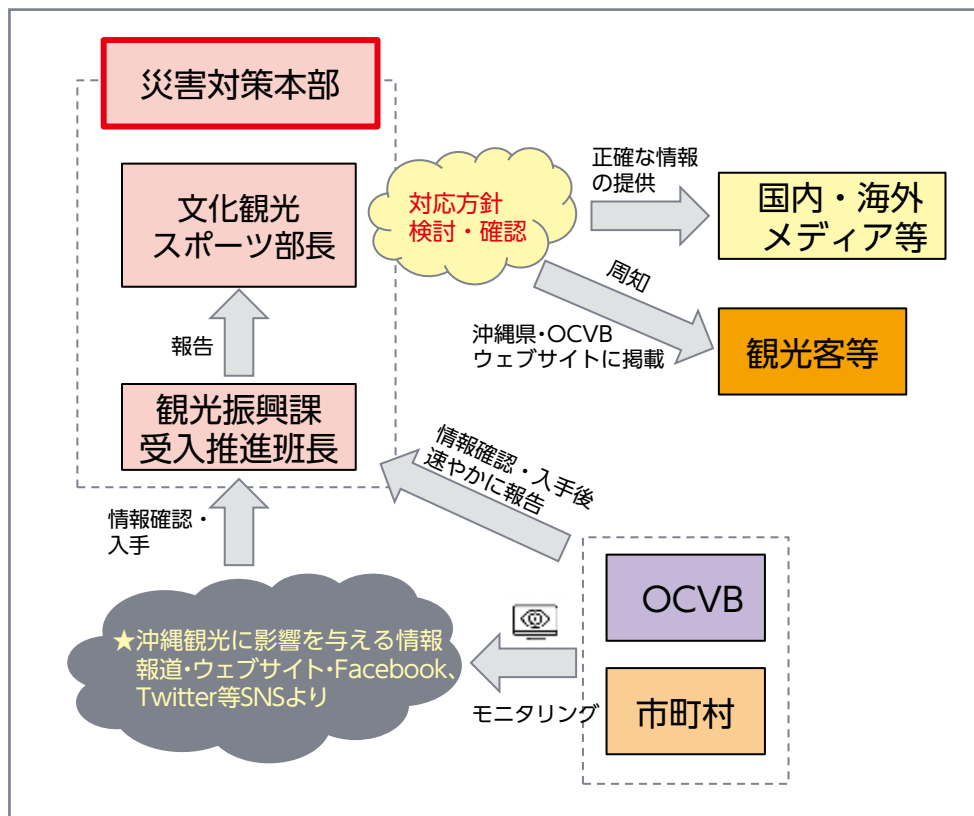
- ・観光振興課 観光資源班長とMICE推進課 施設整備班長は、観光客の帰宅支援に必要な情報を収集し、整理する。
- ・観光振興課 観光資源班長とMICE推進課 施設整備班長は、情報の発信にあたっては、上記アに例示する手段と方法を参考に多言語化により行う。
- ・観光振興課 観光資源班長とMICE推進課 施設整備班長は、災害対策本部と調整の上、関係部局・機関と連携して、観光客の早期帰宅を促進するために必要な対応を行う。



例示：発信する情報又は対策事項	例示：収集先又は連絡先
臨時便の増便要請	国、航空会社、災害対策本部(交通政策課等)、那覇空港事務所
交通機関の運行(運航)情報 ※臨時運行(運航)等	災害対策本部等(交通政策課)、OCVB、沖縄県バス協会、沖縄旅客船協会、沖縄都市モノレール(株)、航空会社
航空券手配方法に関する情報	OCVB、航空会社等
航空便の乗り継ぎ情報	OCVB、旅行業団体、航空会社等

キ 風評被害対策

- ・ 観光振興課 受入推進班長は、報道、ウェブサイト、Facebook、Twitter等SNSで流れる沖縄観光に影響を与えるおそれのある情報を確認した場合、部長に報告する。
- ・ 部長は、必要に応じて適切な対応方針を検討・決定する。
- ・ 県が公式に発表した内容は、県やOCVBウェブサイトにも速やかに掲載し、周知を図る。



対応事例

熊本地震における熊本市の対応

★概要

2016年4月14日、午後9時26分、熊本県熊本地方を震央とするマグニチュード6.2の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測した。

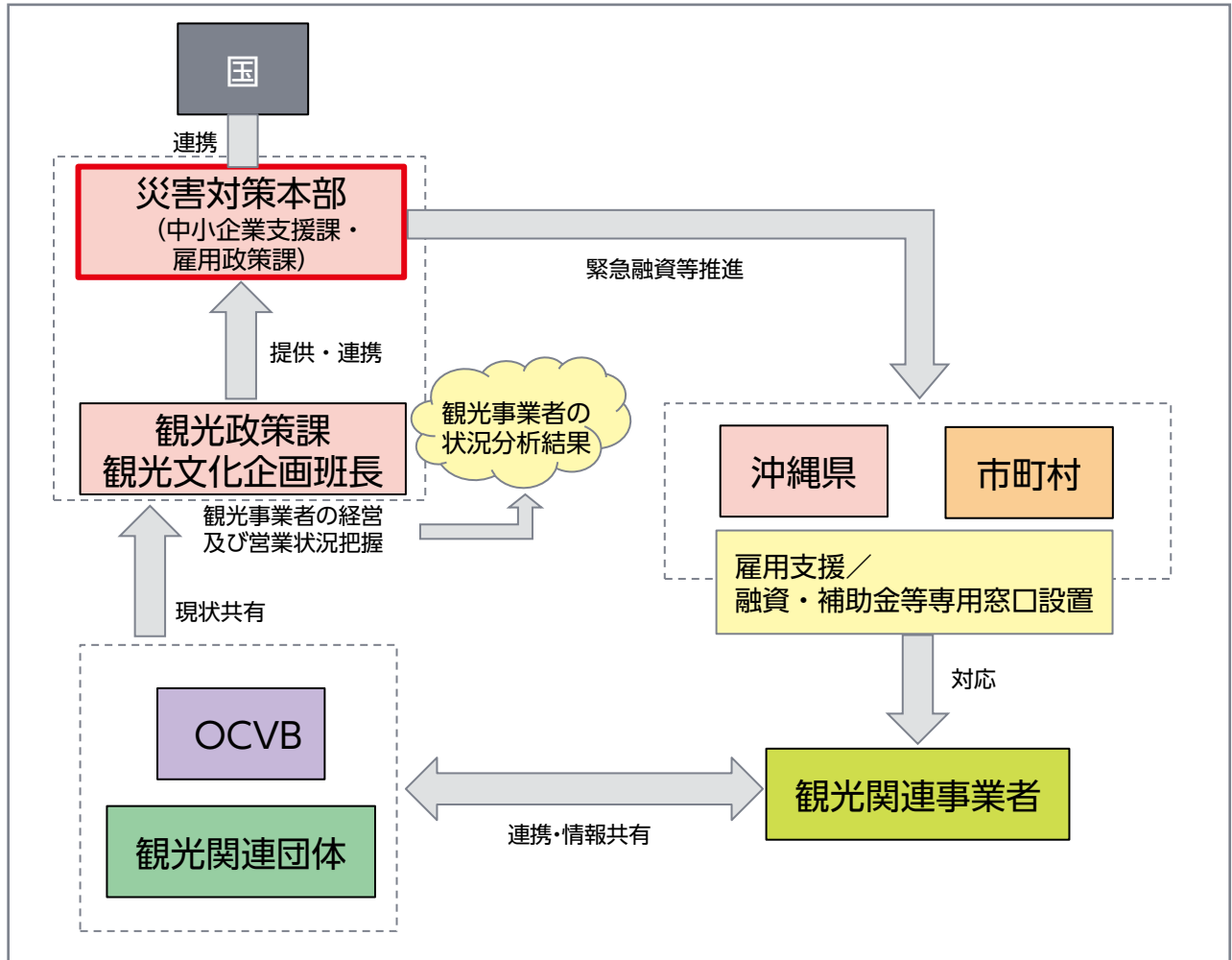
地震直後、「動物園からライオンが逃げた」というフェイクニュースが、市街地を歩くライオンの写真とともにツイッターに投稿。1万7,000回以上もリツイートされ、混乱を招いた。熊本市でライオンを飼育していた熊本市動物園への問い合わせの電話は100件を超え、その後、神奈川県に住む投稿者が、同園への偽計業務妨害容疑で逮捕された。

【熊本市の対応】

熊本市の大西市長が、自身のツイッターで「熊本市から発表する震災関連の情報は、熊本市のHP情報が公式なものです。これ以外の情報は熊本市からの発表ではありませんのでご注意ください」と投稿。市長自らの発信という信頼性もあり、その後デマの拡散による大きな被害はなく、早期収束につながった。

ク 事業継続対策

- ・ 観光政策課 観光文化企画班長は、観光関連事業者の事業及び雇用継続を図るため、経営及び営業状況の分析結果を、災害対策本部に提供するとともに、迅速な対策に向け中小企業支援課、雇用政策課及び国の関係機関と連携を強化して対応を行う。
- ・ 観光事業者等支援課 事業継続支援班長は、観光関連事業者の経営継続支援に関する情報収集、必要な支援策を検討する。

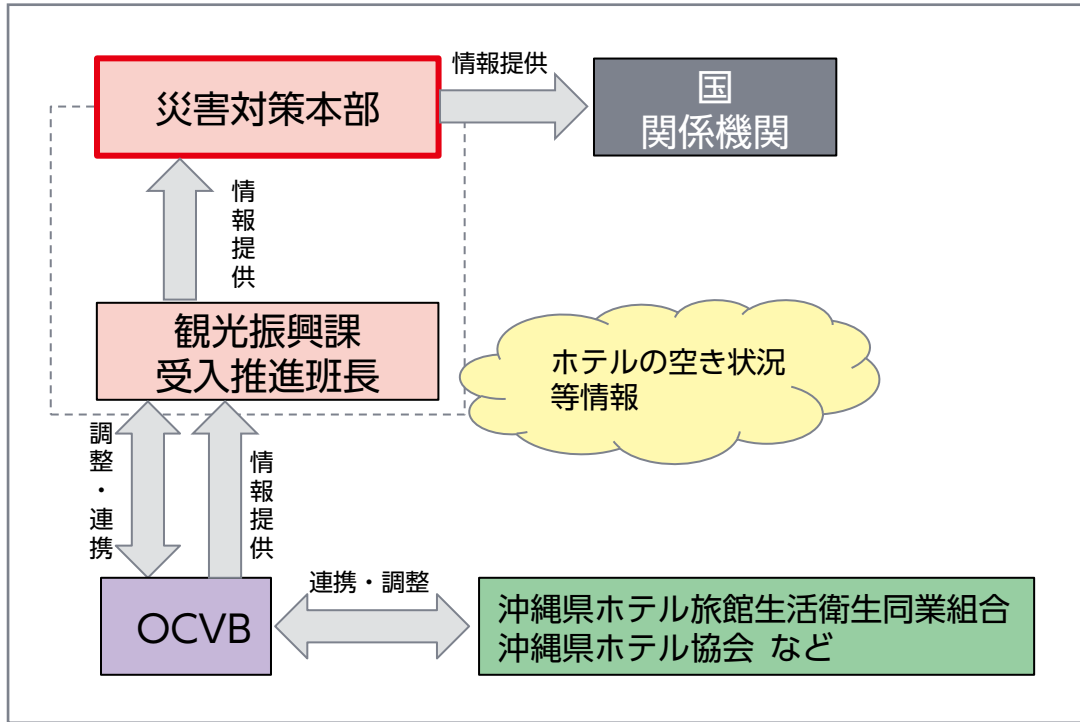


例示：対策事項

- ・ 観光関連事業者に対する復興資金の緊急融資等を推進する。
- ・ 迅速かつスムーズな融資等を行うための窓口を設置する。
- ・ 観光関連事業者に対する融資・補助金制度の周知
(例)雇用調整助成金・復興特別貸付
- ・ 観光危機で被害を受けた観光関連事業者に対する融資の指導、あっせんを行う。
- ・ 既存融資の返済条件の変更等に柔軟に対応できるよう取り組む。
- ・ 観光関連事業者の経営継続支援

ケ 復興関係者滞在先としてのホテル等情報提供

- ・ 観光振興課 受入推進班長は、災害対策本部等から要求があった場合、復興関係者の滞在先確保にかかる対応について、OCVBに受入可能なホテル情報の集約・提供を求め、災害対策本部等へ提供する。



★応急対応における各主体の役割

【市町村】

- ・ 各避難所、ホテル等に対する観光客情報の収集、とりまとめ、県への報告
- ・ 観光客の安否確認に対する対応
- ・ 指定を受けていない観光関連施設が臨時的に避難所となった場合における物資等の適切な配分

【OCVB】

- ・ 那覇空港・港湾等滞留者へのホテル等のあっせん
- ・ 復興作業関係者滞在先としてのホテル等の情報提供
- ・ 外国人を含む観光客向け窓口設置(おきなわ多言語コンタクトセンターとの連携)

【観光関連団体】

- ・ 加盟事業者における観光客情報のとりまとめ、県又はOCVB、市町村への報告

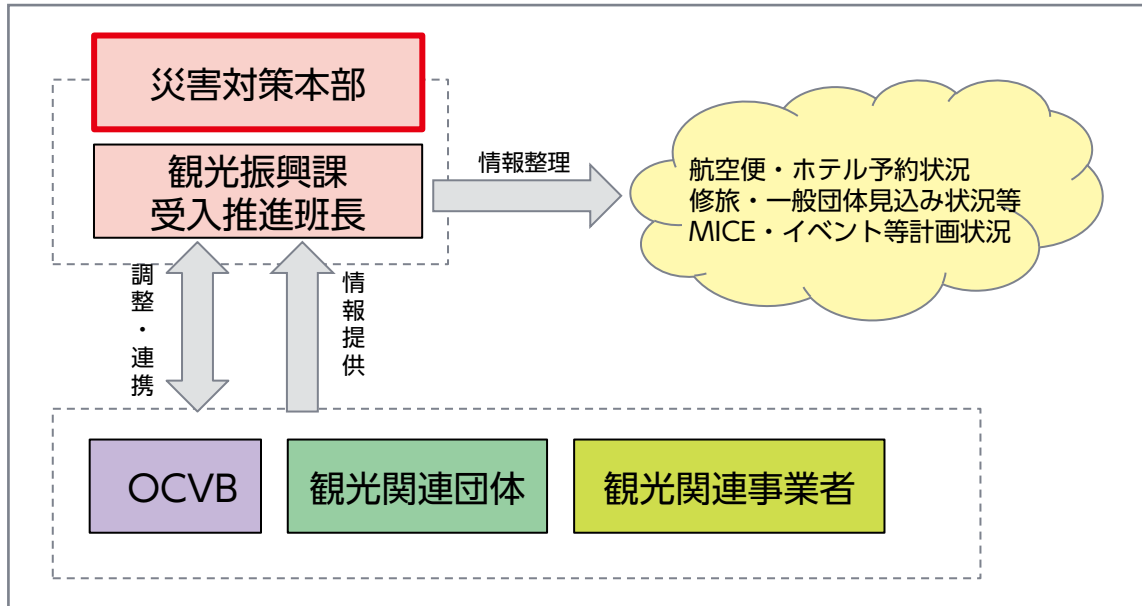
【観光関連事業者】

- ・ 観光客等の安否及び被害状況の把握、とりまとめ、市町村等への連絡
- ・ ホテル等による避難観光客の受入
- ・ 避難観光客向け催事等の企画・実施
- ・ 状況に応じた交通機関による臨時運行(運航)の実施、観光客への情報提供

③フェーズ3 復興対応

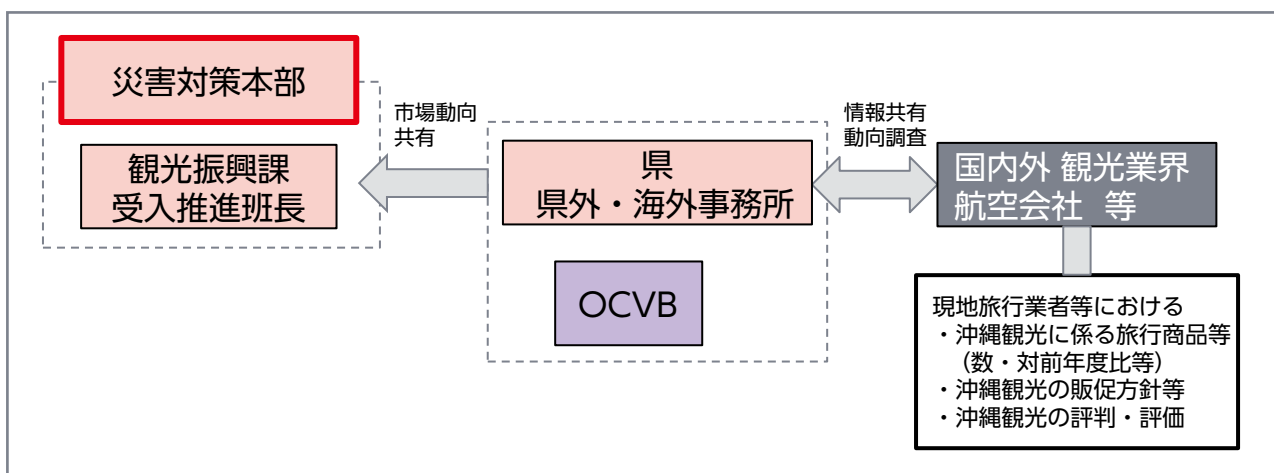
③-1 観光産業への影響状況等の調査

- 観光振興課 受入推進班長は、観光客数の早期回復や観光関連事業者の事業継続支援のため、沖縄観光の影響状況等について収集する。(時間経過とともに収集内容を充実させる。)



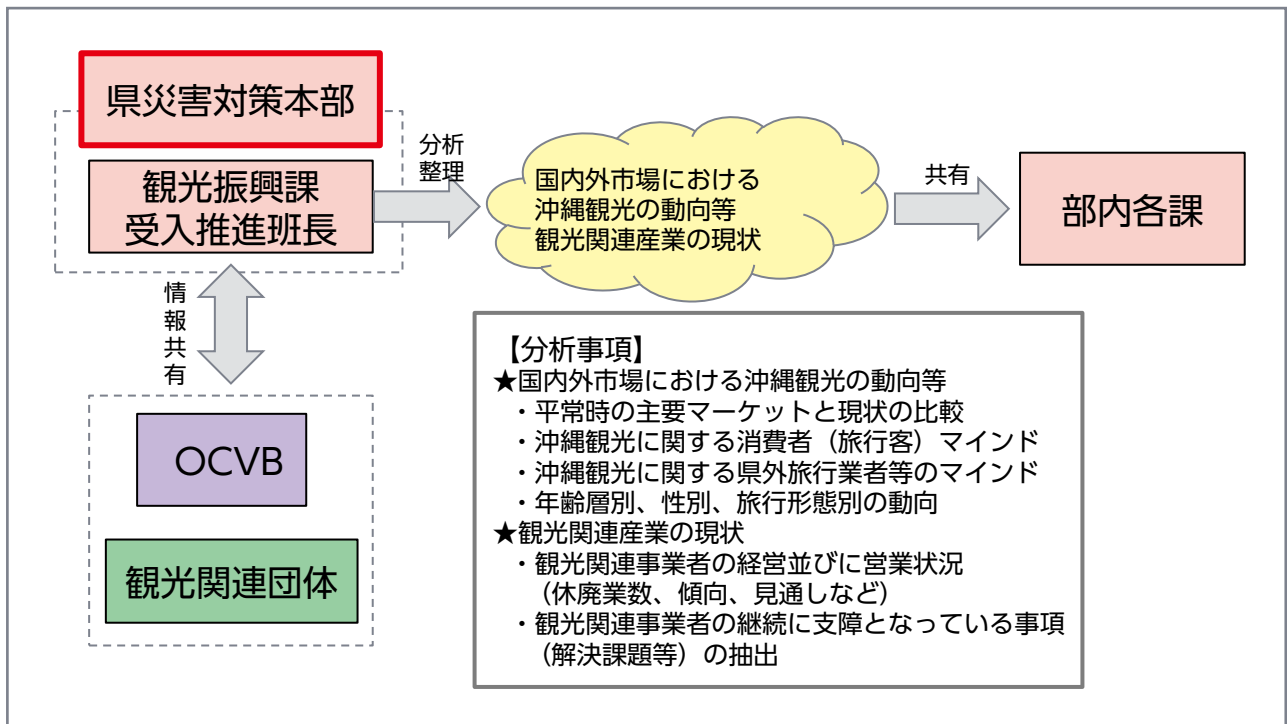
ア 誘客プロモーションにかかる市場調査

- 観光振興課 受入推進班長は、誘客プロモーションを戦略的に実施するため、県外・海外県事務所やOCVB等を通じて、沖縄観光に関する国内外の市場動向を把握する。



③-2 収集した情報の分析

- 観光振興課 受入推進班長は、収集した情報に基づき、国内外市場における沖縄観光の動向、観光関連産業の現状の分析を行う。分析結果を部内各課に提供し、共有を図る。



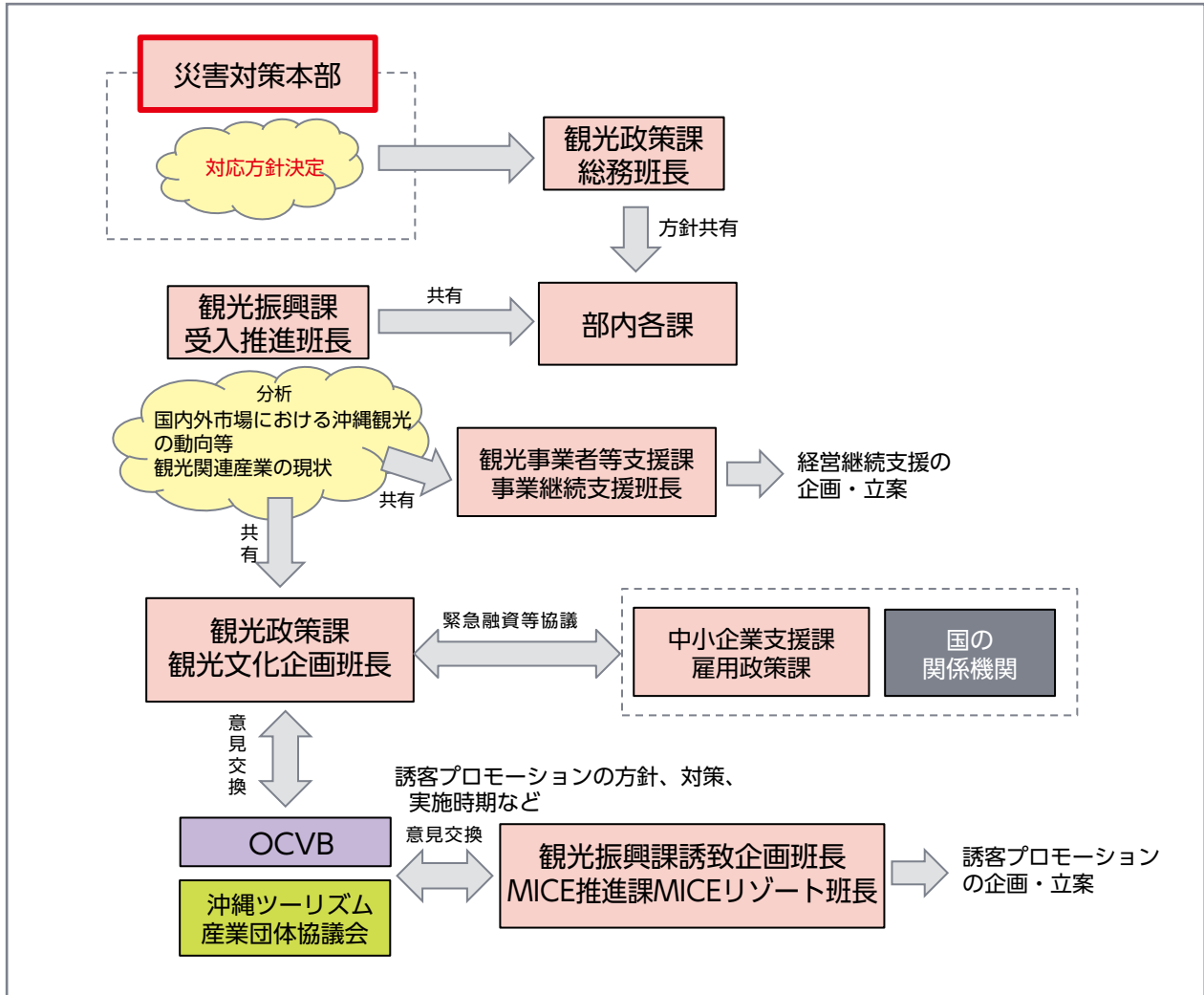
③-3 復興対策の決定

- 観光振興課 受入推進班長は、分析結果を部長に報告する。
- 観光政策課 総務班長は、災害対策本部等において決定した対策方針を、部内各課へ提供し、共有を図る。
- 観光政策課 観光文化企画班長は、観光関連事業者の事業及び雇用継続を図るため、対策方針に従い中小企業支援課、雇用政策課及び国の関係機関と緊急融資、その他復興施策等について協議・企画する。
- 観光事業者等支援課 事業継続支援班長は、観光関連事業者の経営継続支援について企画する。
- 観光振興課 誘致企画班長とMICE推進課 MICEリゾート班長は、対策方針に従い観光関連団体・事業者等と意見交換を行いながら、誘客プロモーションを企画・立案する。

例示：観光関連団体・事業者等との意見交換の場

OCVBが主催する沖縄ツーリズム産業団体協議会、沖縄県観光協会等協議会など

- 観光政策課長、観光振興課長、MICE推進課長及び観光事業者等支援課長は、企画した復興対策等を部長に報告する。
- 報告を受けた部長は、復興対策を決定する。
- 部長は、交通・インフラが復旧し、観光関連施設等の営業再開の目処が立つなど、状況を総合的に勘案した上で、誘客プロモーション活動の実施時期を判断する。



復興対策事項

★観光誘客プロモーション活動

- ・インフルエンサーや効果的な媒体等を活用した沖縄観光プラスイメージ醸成
- ・沖縄観光商品造成やキャンペーン実施に向けた旅行業界との協力体制
- ・首長を筆頭とした復興キャラバンの実施
- ・国や全国組織との連携
- ・県外旅行代理店やMICEプランナーなどを招聘したPR活動の実施
- ・直行便路線を有する県外市場における誘客イベント等の実施
- ・航空会社と連携した路線別プロモーション

★事業継続対策

- ・修学旅行・MICEの誘致対策
- ・メディアなどを活用した情報発信
- ・新たな商品開発、販売促進支援
- ★事業継続対策
- ・国・関係金融機関との連携
- ・事業・雇用継続支援、経営継続支援

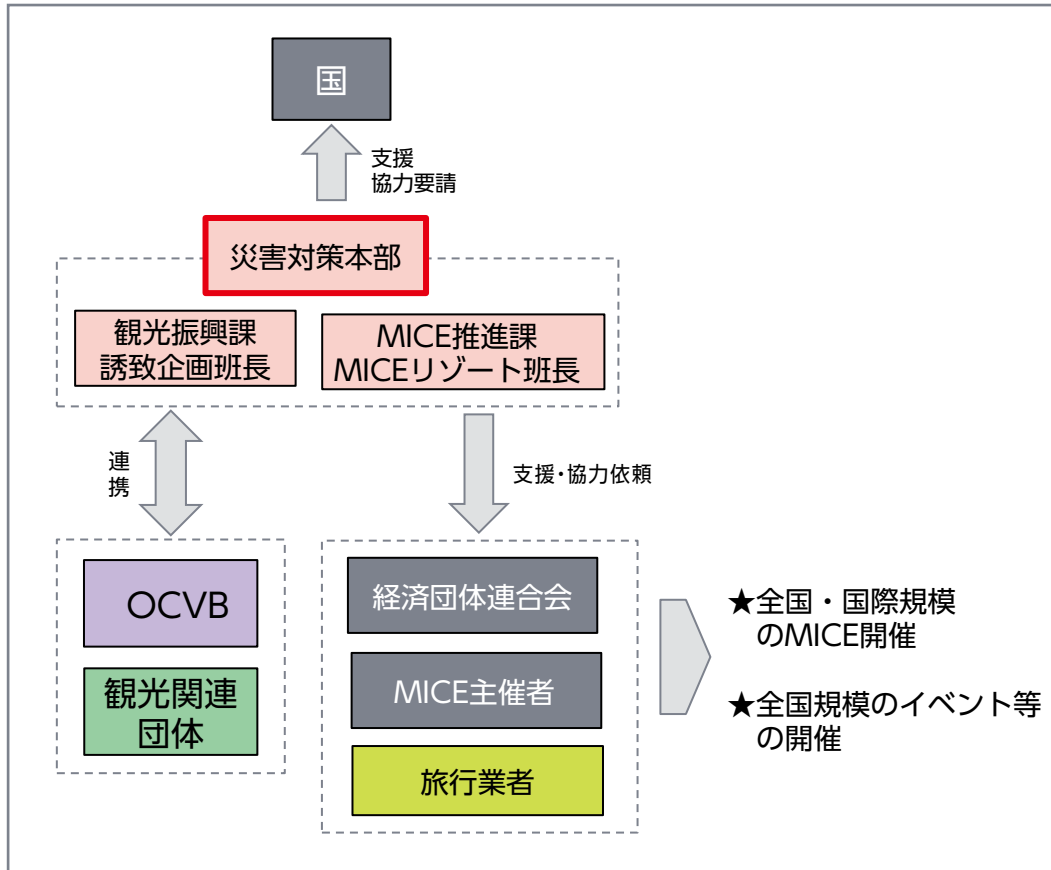
★風評被害対策

- ・迅速かつ正確な情報発信
- ・海外政府等により渡航制限等がなされている場合には、国と連携し正確な情報を提供

③-4 誘客プロモーション活動等の実施

ア 国や全国組織との連携

- ・ 観光振興課 誘致企画班長とMICE推進課 MICEリゾート班長は、早期復興に向けたプロモーション活動等を迅速に行うため、国をはじめ、全国組織との連携を図る。

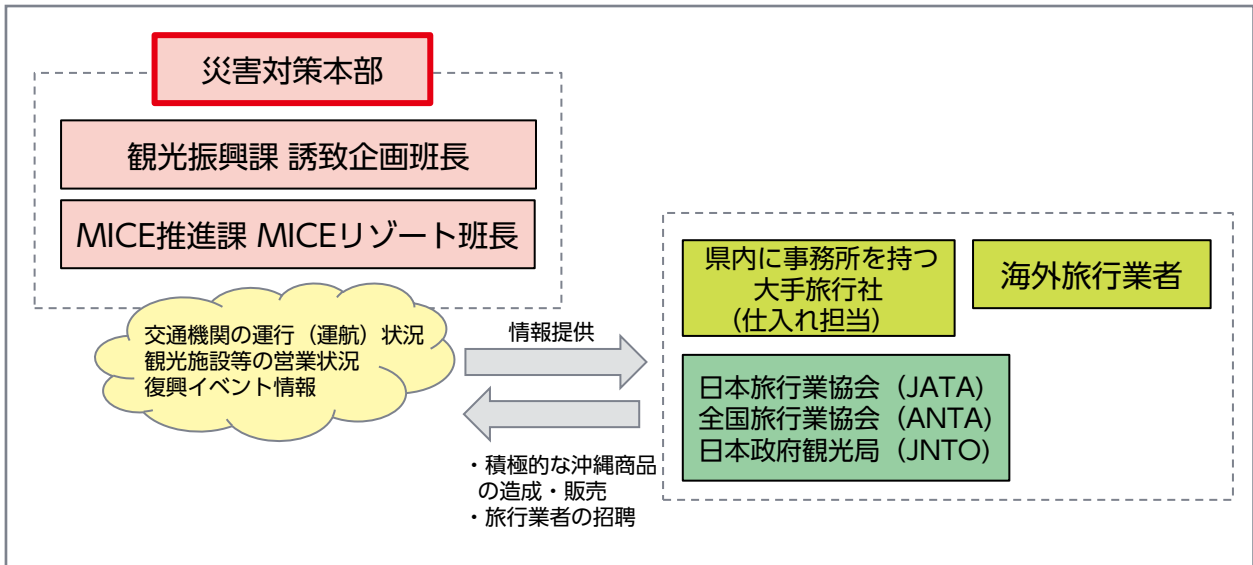


例示：連携内容

- ・ 国への支援・協力要請
- ・ 経済団体連合会等民間団体への支援・協力依頼(MICE開催実施など)
- ・ 全国規模のイベント主催者等との連携

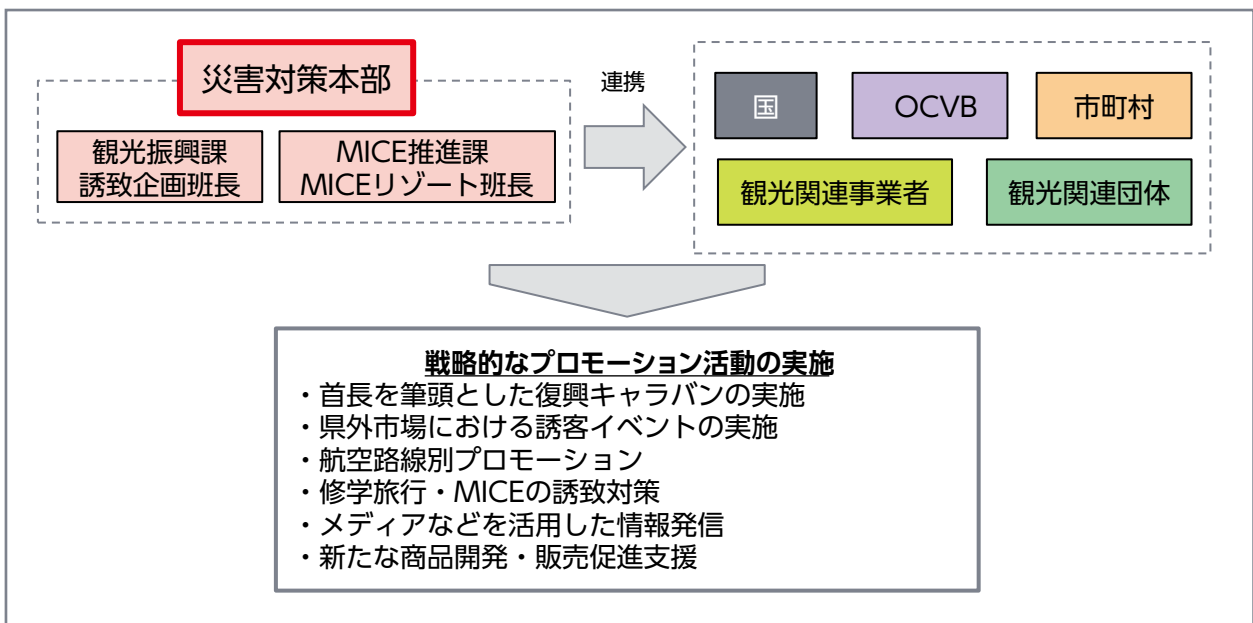
イ 旅行者との協力体制

- 観光振興課 誘致企画班長とMICE推進課 MICEリゾート班長は、早期復興に向けたプロモーション活動等を効果的に推進するため、旅行業界との協力体制を強化する。



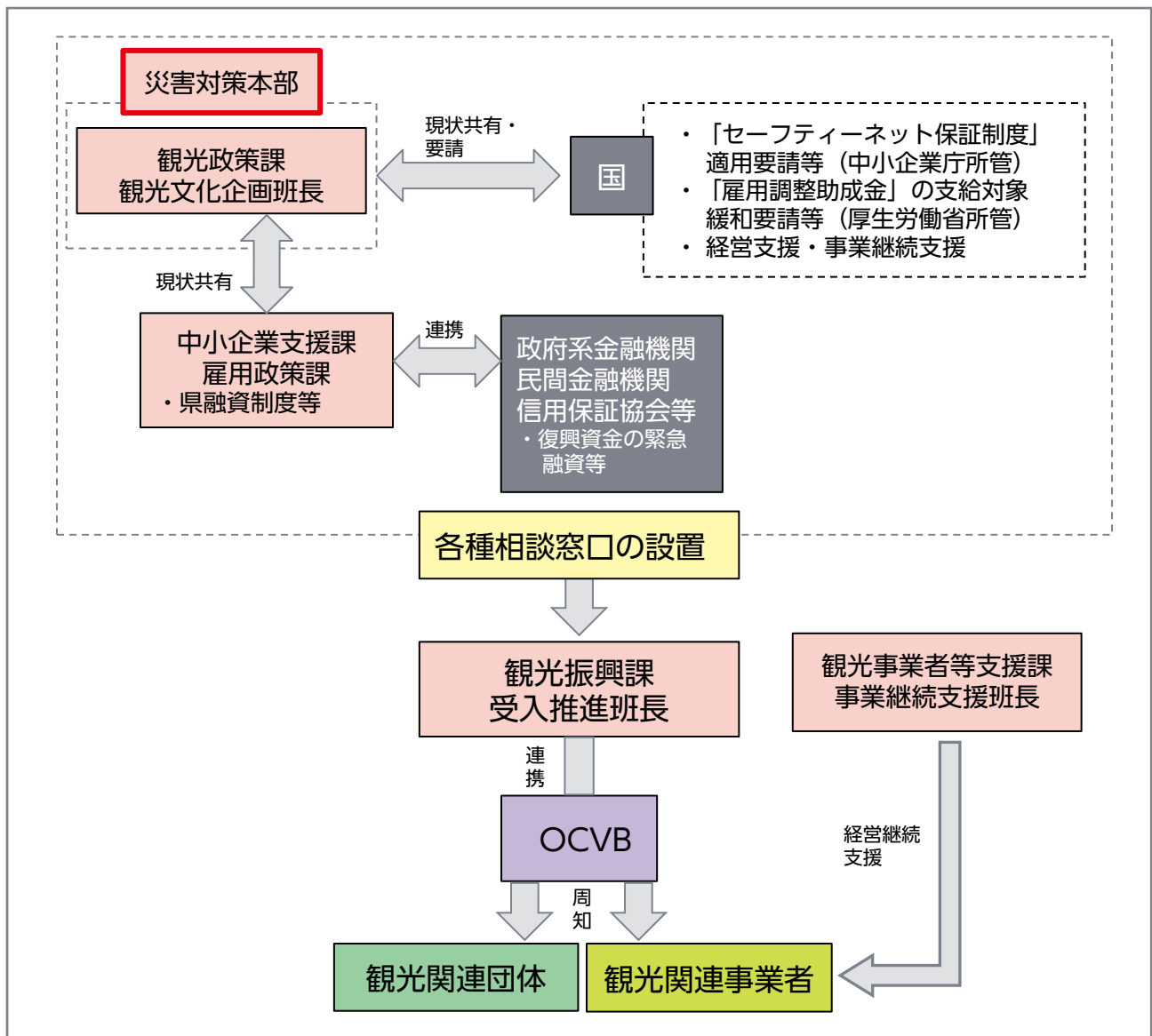
ウ 戦略的なプロモーション活動の実施

- 観光振興課 誘致企画班長とMICE推進課 MICEリゾート班長は、国、OCVB、市町村、観光関連団体・事業者と連携して、実施時期を調整し、戦略的にプロモーション活動を実施する。



③-5 事業継続対策

- ・ 観光政策課 観光文化企画班長は、応急対策に引き続き、必要な観光産業の実態等の情報を関係部局・機関に提供し、的確な対応ができるように支援する。
- ・ 観光政策課 観光文化企画班長は、必要に応じて、関係部局との連絡会議を開催する。
- ・ 観光事業者等支援課 事業継続支援班長は、観光関連事業者の経営継続に必要な支援策を実施する。
- ・ 観光政策課 受入推進班長は、OCVBとともに各種金融相談窓口の設置など、県の対応について、観光関連団体・事業者等へ周知する。



③-6 風評被害対策

ア 正確でない情報の流布が確認された場合の対策

- ・ 観光振興課 受入推進班長は、観光産業に多大な影響を与える情報等の流布を確認した場合、部長に報告する。
- ・ 県が公式に発表した内容は、県やOCVBウェブサイトに速やかに掲載し、周知を図る。
(地震・津波対応基本マニュアル P54 キ 参照)

★復興対応における各主体の役割

【市町村】

- ・ 県と連動した効果的な誘客プロモーション活動の実施。
- ・ 観光関連事業者への事業継続支援や各種金融相談窓口等の設置、周知。

【OCVB】

- ・ 航空会社、宿泊事業関連団体への航空便やホテル等の予約状況の確認・情報集約
- ・ 旅行業団体から修学旅行、MICE、一般団体旅行等の実数、及び見通し等団体旅行の計画状況の確認・情報集約
- ・ 全国規模に集客が期待できるMICE、イベント等の計画状況の把握
- ・ 沖縄ツーリズム産業団体協議会、沖縄県観光協会等協議会と連携し、県の対策方針に従った観光プロモーションの企画・立案
- ・ 県の復興対策事項に沿った戦略的な観光誘客プロモーション活動の実施
- ・ 観光関連事業者への事業継続支援や各種金融相談窓口等の周知
- ・ 風評被害対策
- ・ 多言語での情報発信

【観光関連団体】

- ・ 観光関連事業者の経営状況(休業業数、傾向、見通し等)の調査、情報集約
- ・ 観光関連事業者の事業継続に支障となっている事項の抽出
- ・ 県、市町村、OCVBと連携し、事業者の受入状況に沿った観光プロモーション活動企画等への意見集約
- ・ 団体本部と連携し、全国規模のMICE、イベント等の誘致情報の確認
- ・ OCVBと連携し、県の復興対策事項に沿った戦略的な観光誘客プロモーション活動の実施
- ・ 事業継続支援や各種金融相談窓口等の会員事業者への周知

【観光関連事業者】

- ・ 観光関連団体等と連携し、観光危機による経営状況のとりまとめ、報告
- ・ 観光客等受入に向けた環境整備
- ・ 自社ウェブサイト等で、復旧状況等についての正確な情報発信(多言語化)
- ・ 地域と連携した復興への取組
- ・ 旅行会社等と連携した商品造成への協力
- ・ 事業継続支援や融資等の活用

対応事例

東日本大震災

【被害概要】

- ・ 人的被害 死者1万5,859人、行方不明者3,021人(平成24年5月30日警察庁発表)
- ・ 物的被害 住家の全壊は129,914棟、半壊は約258,591棟、一部破壊は711,376棟
- ・ 帰宅困難者数 首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県及び茨城県南部)約515万人発生(推計)

【時系列での宮城県における取組】※初動(24時間)

2011年3月11日

14:46 発災

直後 宮城県で災害対策本部設置

15:14 政府が緊急災害対策本部を設置

14:58 } 緊急地震速報用ラジオから大津波警報が発表されたことを覚知したため、全市町村に

14:59 } 対し衛星無線FAXにて手書きによる避難指示を一斉送信

15:18 太平洋沿岸各地に津波の最大波が襲来

~15:50

15:36 宮城県第1回災害対策本部会議開催。国に対し緊急消防援助隊の派遣を要請。

15:45 国土交通省第1回緊急災害対策会議開催

16:00 宮城県災対本部長が臨時記者会見

16:02 仙台空港浸水

※4月13日 仙台空港で民間機使用可能になる。

羽田、大阪など各空港との空路再開

16:12 全閣僚出席の緊急災害対策本部会議開催

16:20 行政庁舎2階に「自衛隊県庁 連絡調整所」が開設される。以後、自衛隊が入手した被害等の情報について逐次情報提供を受ける。

17:00 第2回災害対策本部会議を開催。

17時を過ぎたころから、市町村、地方機関、一般からの被害報告や避難者情報が多数寄せられはじめる。

19:30 宮城県第3回災害対策本部会議を開催

22:00 国土交通省第4回緊急災害対策本部会議(TV会議)開催

22:30 宮城県第4回災害対策本部会議を開催。本会議から政府調査団が同席。

3月12日

05:00 宮城県第5回災害対策本部会議を開催。

10:30 宮城県第6回災害対策本部会議を開催。

15:00 第7回災害対策本部会議を開催。

10月 「宮城県震災復興計画」策定

※以上、宮城県作成「東日本大震災-宮城県の6か月間の災害対応とその検証」から引用

【宮城県震災復興計画】概要

★基本理念

- ①災害に強く安心して暮らせるまちづくり
- ②県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興
- ③「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」
- ④現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり
- ⑤壊滅的な被害からの復興モデルの構築

★計画期間

復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定め、その計画期間を「復旧期」「再生期」「発展期」の3期に区分する。

特に、復旧期の段階から、再生期・発展期に実を結ぶための復興の「種」をまき、ふるさと宮城の復興に結びつける。

★復興のポイント※抜粋 全10項目

多様な魅力を持つみやぎの観光の再生

- ・具体的な取り組み
- 的確な観光情報発信、観光客の利便性、安全・安心を確保する広域交通網の構築
- 官民連携による仙台・宮城DCの展開
- MICE(国際会議等)の誘致
- 広域観光ルートの再構築
- 震災についての学習・研修を目的とする旅行の誘致
- ・課題
- 被災した観光施設の復旧・観光資源の再生及び新しい観光資源の創出